

改定前	改定後
<u>第 2 条（連帯保証人予定者（兼カード管理責任者））</u> <u>1. 連帯保証人予定者（兼カード管理責任者）（以下「連帯保証人予定者」という）は、本制度に関わる一切の債務（以下「主たる債務」という）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。</u> <u>2. 連帯保証人予定者の前項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」という）は、金 20,000,000 円とします。</u> <u>3. 連帯保証人予定者は、前項に定める保証限度額が変更される場合があることに承諾します。変更後の保証限度額は、会社が別途通知するものとします。</u> <u>4. 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人予定者に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、会社に対して表明及び保証します。</u> <u>①会員の財産及び収支の状況</u> <u>② 主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況</u> <u>③ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</u> <u>5. 連帯保証人予定者は、会社に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。</u> <u>6. 会社が連帯保証人予定者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人予定者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。</u> <u>7. 連帯保証人予定者が保証債務を履行した場合、連帯保証人予定者は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による会社の事前の承諾がなければ会社の権利に代位しません。</u> <u>8. 連帯保証人予定者は、会社が他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。</u> <u>9. 会員は、会社が連帯保証人予定者に対して、会員の会社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。</u>	(削除)

第 9 条（代金決済）

1. 会員が会社に支払うべきカード利用代金、手数料、利息及び年会費など本規約に基づく一切の債務は、会員が支払のため指定した預金口座から口座振替により支払うものとします。ただし、会社が適当と認めるときは、その他の方法で支払うことができるものとします。
2. カードを利用して支払う債務は、毎月末日に締め切り、翌月 26 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）からお支払いいただきます。なお、業務上の都合により翌々月以降の 26 日からお支払いいただくことがあります。
3. 会社は、毎月の支払に係わる利用明細書を支払期日までに会員の届出事務所所在地（請求書送付先）あてに送付します。利用明細書受領後 10 日以内に会員から会社に対して異議申立てがないときは、これを承認したものとみなします。ただし、支払が年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

第 11 条（費用の負担）

- 会員は会社に対するカード利用による支払金などの支払に要する次の費用を退会後といえども負担するものとします。
1. 会員は、カード利用による支払金などの支払を遅延したことにより会社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、振込用紙送付手数料として振替手続回数 1 回につき 330 円（税込）を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 330 円（税込）を別に支払うものとします。
 2. 会員は、カード利用による支払金などの支払遅延など会員の責めに帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）を別に支払うものとします。
 3. 会社が会員に対して書面による催告をした場合は、会員は、当該催告に要した費用を負担するものとします。
 4. 会員が、カード利用による支払金などを口座振替以外の方法により支払う場合は、会員は、送金費用を負担するものとします。
 5. 本条各項に課せられる消費税その他の公租公課は会員が負担するものとします。又、消費税その他公租公課が変更される場合は、当該増額分又は当該公租公課相当額を負担するものとします。

第 8 条（代金決済）

1. 会員が会社に支払うべきカード利用代金、手数料、利息及び年会費など本規約に基づく一切の債務は、会員が支払のため指定した預金口座から口座振替により支払うものとします。ただし、会社が適当と認めるときは、その他の方法で支払うことができるものとします。
2. カードを利用して支払う債務は、毎月末日に締め切り、翌月 27 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）からお支払いいただきます。なお、業務上の都合により翌々月以降の 27 日からお支払いいただくことがあります。
3. 会社は、毎月の支払に係わる利用明細書を支払期日までに会員の届出事務所所在地（請求書送付先）あてに送付します。利用明細書受領後 10 日以内に会員から会社に対して異議申立てがないときは、これを承認したものとみなします。ただし、支払が年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

第 10 条（費用の負担）

- 会員は会社に対するカード利用による支払金などの支払に要する次の費用を退会後といえども負担するものとします。
1. 会員は、カード利用による支払金などの支払を遅延したことにより会社が金融機関に再度口座振替を依頼したときは、振込用紙送付手数料として振替手続回数 1 回につき 210 円（税込）を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 210 円（税込）を別に支払うものとします。
 2. 会員は、カード利用による支払金などの支払遅延など会員の責めに帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円（税込）を別に支払うものとします。
 3. 会社が会員に対して書面による催告をした場合は、会員は、当該催告に要した費用を負担するものとします。
 4. 会員が、カード利用による支払金などを口座振替以外の方法により支払う場合は、会員は、送金費用を負担するものとします。
 5. 本条各項に課せられる消費税その他の公租公課は会員が負担するものとします。又、消費税その他公租公課が変更される場合は、当該増額分又は当該公租公課相当額を負担するものとします。

<u>第 12 条（紛失・盗難）</u> 1. カードが紛失、盗難、詐取若しくは横領（以下「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員、<u>連帯保証人</u>及び使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払の責めを負うものとします。 2. 会員及び使用者は、カードが紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を会社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを会社に提出するものとします。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話での連絡により届け出ることできます。	<u>第 11 条（紛失・盗難）</u> 1. カードが紛失、盗難、詐取若しくは横領（以下「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払の責めを負うものとします。 2. 会員及び使用者は、カードが紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を会社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを会社に提出するものとします。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話での連絡により届け出ることできます。
<u>第 19 条（規約の変更、承認）</u> <u>会社は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、会社のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、利用限度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。</u>	<u>第 18 条（規約の変更、承認）</u> <u>会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。</u> <u>① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u> <u>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u> <u>(2) 会社は、予め変更後の内容を会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</u>

第 21 条（反社会的勢力との取引の排除）1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ①暴力団。 ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。 ③暴力団準構成員。 ④暴力団関係企業。 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。 ⑥前各号の共生者。 ⑦その他前各号に準ずる者。2. 会員及び連帯保証人予定者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。 ①暴力的な要求行為。 ②法的な責任を超えた不当な要求行為。 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。 ⑤その他前各号に準ずる行為。3. 会社は、会員及び連帯保証人予定者が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員及び連帯保証人とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第 20 条（反社会的勢力との取引の排除）1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ①暴力団。 ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。 ③暴力団準構成員。 ④暴力団関係企業。 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。 ⑥前各号の共生者。 ⑦その他前各号に準ずる者。2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。 ①暴力的な要求行為。 ②法的な責任を超えた不当な要求行為。 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。 ⑤その他前各号に準ずる行為。3. 会社は、会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、会社と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第 22 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人予定者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

① テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

② その他前号に準ずる者

2. 会員及び連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

① マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

② その他前号に準ずる行為

3. 会社は、会員及び連帯保証人予定者の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員及び連帯保証人予定者から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 前項の求めに対する会員及び連帯保証人予定者の回答、具体的な利用内容、会員及び連帯保証人予定者の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員及び連帯保証人予定者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、会社は利用の停止を解除するものとします。

6. 会社は、会員及び連帯保証人予定者が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除す

第 21 条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

① テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

② その他前号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

① マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為

② その他前号に準ずる行為

3. 会社は、会員の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができます。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 前項の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容並びにその他の事情を考慮して、会社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5. 前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと会社が認める場合、会社は利用の停止を解除するものとします。

6. 会社は、会員が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第 1 項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除することができるものとします。

ることができるものとします。

第 24 条（立替払委託並びに所有権留保）

1. 会員及び連帯保証人は、カードショッピングの利用代金を会社が会員及び連帯保証人に代わり提携加盟店に立替払することを会社に委託するものとします。また、会員は、提携加盟店に対し別途定める入会金及び年会費を支払う場合は、この立替払を会社に委託するものとします。
2. カードの利用により提携加盟店と取引した後に提携加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については会社所定の方法によるものとします。
3. 会員は、カード利用に係わる立替払の対象となる取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入・提供した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、提携加盟店から会社へ開示されることを承諾するものとします。
4. 会員及び連帯保証人は、カード利用により購入した商品の所有権が、会社が提携加盟店に立替払したことにより、提携加盟店から会社へ移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで、会社に留保されることを承諾するものと

第 23 条（立替払委託並びに所有権留保）

1. 会員は、カードショッピングの利用代金を会社が会員に代わり提携加盟店に立替払することを会社に委託するものとします。また、会員は、提携加盟店に対し別途定める入会金及び年会費を支払う場合は、この立替払を会社に委託するものとします。
2. カードの利用により提携加盟店と取引した後に提携加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については会社所定の方法によるものとします。
3. 会員は、カード利用に係わる立替払の対象となる取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入・提供した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、提携加盟店から会社へ開示されることを承諾するものとします。
4. 会員は、カード利用により購入した商品の所有権が、会社が提携加盟店に立替払したことにより、提携加盟店から会社へ移転し、当該商品に係る債務が完済されるまで、会社に留保されることを承諾するものとします。

します。	
<u>第 27 条</u>（商品の引取・評価及び充当） 1. 会員が<u>第 16 条</u>により期限の利益を喪失したときは、会社は<u>第 24 条</u>により留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。 2. 会員は、会社が本条 1. により商品を引き取ったときは、会員と会社が協議の上決定した相当の価格をもって立替払契約に基づく残債務の支払に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び会社の間で直ちに精算するものとします。	<u>第 26 条</u>（商品の引取・評価及び充当） 1. 会員が<u>第 15 条</u>により期限の利益を喪失したときは、会社は<u>第 23 条</u>により留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。 2. 会員は、会社が本条 1. により商品を引き取ったときは、会員と会社が協議の上決定した相当の価格をもって立替払契約に基づく残債務の支払に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び会社の間で直ちに精算するものとします。